

第七部

第一回 參議院厚生委員會會議錄第二十二號

(三八一)

付託事件

- 教員の恩給増額に関する請願(第六号)
- 食肉統制價額撤廃に関する陳情(第二号)
- 聖靈生命眞理療法保護法規の制定及び名譽恢復に関する陳情(第四号)
- 児童の福祉増進に関する法令制度の陳情(第七号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第十二号)
- 都市官公廳職員の生活安定に関する陳情(第三十八号)
- 戦死、戦災遺家族並びに傷病者の更生に関する陳情(第五十号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第六十四号)
- 國民健康保險組合制度を改革することに関する陳情(第六十六号)
- 國民健康保險金に対する國庫補助金の増額等に関する陳情(第九十八号)
- 青少年禁酒法案(小杉子君發議)
- 恩給増額に関する請願(第三十九号)
- 児童福祉法案(内閣送付)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第五十八号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第七十一号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第七十三号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第五百五十三号)
- 國民健康保險組合の振作促進に関する陳情(第五百五十五号)
- 國民健康保險制度の更生に関する請願(第八十二号)

- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第八十七号)
- 恩給増額に関する陳情(第九百九十三号)
- 最低生活の保証に関する陳情(第二百十八号)
- 國際電氣通信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律案(内閣送付)
- 恩給増額に関する請願(第九百一十一号)
- 戦死者遺族の更生対策に関する請願(第九百一十六号)
- 生活協同組合法の制定に関する請願(第九百四十三号)
- 青少年禁酒法制定に関する請願(第九百四十六号)
- 青少年禁酒法制定に関する請願(第九百五十一号)
- 住宅営團經營の住宅を國營とすることに關する請願(第九百六十九号)
- 東京帝國大學演習林拂下げに関する請願(第九百七十二号)
- 教員恩給増額に関する請願(第九百七十八号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第九百七十九号)
- 生活協同組合法の制定に関する陳情(第九百七十五号)
- 教員恩給増額に関する陳情(第九百九十八号)
- 傷病者更生援護に関する請願(第九百九十九号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第二一百一十号)
- 拂下げミシンに関する請願(第二一百一十号)

- 結婚問題に関する請願(第二百一十号)
- 恩給増額に関する請願(第二百二十三号)
- 社會保險制度の一元化に関する陳情(第二百三十三号)
- 教員恩給増額に関する陳情(第二百三十二号)
- 結核医療施設を市営に復元することに関する陳情(第二百三十一号)
- 教員恩給増額に関する陳情(第二百三十四号)
- 生活保護法による生活保護費を全額國庫負担することに關する陳情(第二百三十五号)
- 恩給増額に関する請願(第二百二十九号)
- 教員の恩給増額に関する請願(第二百四十二号)
- 教員恩給増額に関する請願(第二百五十一号)
- 恩給法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 傷病者保護に関する請願(第二百八十五号)
- 結核医療施設を市営に復元することに関する陳情(第二百八十九号)
- 教員勤務地手当増額に関する陳情(第二百九十四号)
- 炭鉱労働者福利厚生施設拡充に関する陳情(第二百九十七号)
- 生活協同組合法案に関する陳情(第二百九十八号)
- 結核医療施設を市営に復元することに関する陳情(第二百九十四号)

○生活協同組合法制定反対に関する陳情(第三百九十五号)

昭和二十二年十月十日(金曜日)
午後一時三十四分開會

本日の會議に付した事件

○兒童福祉法案

○委員長(塚本重藏君) それではこれより開會いたします。兒童福祉法案についての審議を続行いたします。御発言を願います。

○小川友三君 兒童福祉法案をよく調査して見ますと、成る程兒童を幸福に導ける原理だけは整うているということは言えるのであります。併し、敗戦後の物資不足の我が國におきまして、この兒童福祉法の根本精神であるところの兒童福祉の原理が、果して物のない時に、物の裏付けのない場合に、この原理が実現に行われるかというところに問題があるのであります。曾て本員が、牛乳の絶体に不足せる四十二万石につきまして、質問をいたしました。が、政府当局は農林省とよく調査をして答弁をするという御答弁になつておられますが、どこまで行つても四十二万石足りない御答弁では、この兒童福祉法の原理を全うすることはできないのであります。その後、約一ヶ月以上を経ておりますので、果して政府御当局は四十二万石の不足の牛乳に對しまして、いかなる実現で得る対策をお立てになりましたかどうか。それについて先ずお伺いいたします。又十八才までの若を兒童と稱する以上は、こ

の二、三千万人に達するところの兒童に對しまして、食物に使う鐵維類を果してどのくらい政府が確保しておるかとかという実態につきまして、お伺いいたす次第であります。それから戰災孤兒並びに普通の孤兒に對するところの救護事業を調査して見ますと、甚だ不徹底のところがありまして、辛うじてララの恵まれたところの物資によりまして、漸くその一部を補うていふというような状態に置かれてゐるのであります。この兒童福祉法案なるものは兒童福祉保障の原理を明確にいたしております。福祉を保障する、かくのごとき明確な言葉はないのであります。が、この保障に對しまして、物資、資材の裏付けのない保障は誠にペーパープランでありまして、羊ながら食ふことができませんが、乳幼兒から十八才までの兒童が紙を食ふことはできないのであります。断じて兒童に必要なところの食糧、纖維製品、教育資材というようなものが要るのであります。政府は兒童福祉に對するところの救護事業に對しまして、社會事業も含まれてゐるのであります。が、政府当局は言葉の上では極めて懇切丁寧その限りを盡しておられますが、果して予算面になりまして、予算がないからその支出は不可能であると云つて、逃げの一手を打つてゐるのが現在の状況なのであります。この立派なところの兒童福祉の原理に立脚して立派な政治を行ひ得るかどうかうことにつきまして、統計的な自信のある御説明を要求するものであります。

み寄ることができると考えておりまし

おるのであります。すぐこの保障そ

んが、念のため説明員として予防局の

を解したものであります。今後

人のいろ／＼な、或いは保育所等につ

の資格或いは又人の数、更に又子供を
級うにきましてはいろいろな運動或
いは休養、こういったものに對する大
体の時間、或いは娯樂、それから経費
につきましても或る程度の基準とい
うものがなくては、運営の方面に
おきましては、大体そういうようなこ
とを中心にお考えを願いたいと思いま

設備につきましては建築の問題があ
るのであります。いろいろな衛生設
備でありますとか、或いは又非常災害
等の場合における設備の問題でありま
して、廣さの問題というのがあるの
であります。併しこの設備の運営に
ついて最低基準を決めるのであります
けれども、これは相當關係方面からも
資料等を或る程度今頂いてもおりま
す。併し相當今日の我が國の現状から
いたしまして、この点につきましては
十分実情と照合せまして、委員会にお
いてよく御審議を願いたい、という
ふうを考えております。

○山下義信君 閣下いたしましたして伺
います。この最低基準というものの定め
方というものは非常に重要なもので
あると思ひます。その次の第四十四
條におきましても、最低基準に達しな
いときは、その改善を命じ、又は児童
福祉委員会の意見を聞き、その事業の
停止を命ずることができると、という
のでございまして、つまり言い換へま
すと、これは一定の基準を與えるよう
なものでございまして、けれども、ただ
これは形式的な一つの枠の標準を示す
というだけでなくいたしまして、實際
児童の福祉施設の運用の虎の巻となる
ような、一つの指導要綱というもので
なくてはならぬというふうなことを思

うのでございまして。言うまでもなく、
社会事業というものは單に形式的のも
のではございせんので、時間とか寸
法とかいふようなもののだけの规定的
ものでありましては意味をなしませ
ん。すでにそういうふうな形のもの
では、小さい施設でございまして内
容の非常に深いものもあり、尊い仕事
もありたいというので、形の上だけ
の基準を定めたということに意味
が薄いのになります。この最低基準
を定めることは、厚生大臣が中央児童
福祉委員会の意見を聞いてお定めにな
る省令でお定めになるといふ只今の
答えてございまして、これは余程御
研究を願ひまして、この基準によつて
やりさすればよいといふたような、
一つの立派な基準のお作りを願ひた
い。それには古今御答弁のような關係
有識者の諮問を御聴取になることは、
極めて私結構であると思ひます。同
時にこれは速かに一つ大體の原案はす
でに御研究中と承つておりますが、早
くお定め願ひまして、成るべく本法
が実施いたしますときには、すでにそ
ういふものはこの基準に達せしめ、達
せざるものはこの基準によつて改善が
行かれて、本法の適用を円滑に各施設
が受けられるようにこの基準の御作成
をお願いしたいと、こう考えるので
ございまして。

尙これは意見になりまして恐縮で
ございまして、後の方に國費の補助の
他が出ておるのでございまして、これ
らの補助の與え方なども、彈力のある
與え方の御考究を是非共願ひたいと
考えます。この点につきましてお考え
が、ありますかどうか、例えば生活保護
法のあの保護のごときも、最近におき

ましては救護の非難が方々にございま
して、且つ又弾力性が無いといふこと
が職者の間で申されております。この
補助を彈力のある補助の與え方にして
頂きたい。それらは皆最低基準とい
うものが基になり、又なるように一つ
お定めを願ひたい、こう思うのでござ
いまして、その辺に十分の御留意が願
われましようかどうか、重ねて承わり
たいと思ひます。

今一つは職員の養成のことござい
ますが、各施設で職員養成ができるよ
うに本法で示されてあります。又それ
らのことにございましては補助が頂ける
ことに相成つておりますが、全く社会
事業の職員の養成は急務中の急務と感
ずるのでございまして、施設が幾ら
できましても、適當な従業員がござい
ませんならば、到底不可能でございま
す。従ひまして私は中央にその職員の
養成の機關の相當なものができな
くはならぬ、こう考えます。只今社会
事業協会に委託になっております社会
事業学校がただ一ヶ所ございまして。先
般私も見に参りましたが、内容はとも
かくとして、まだ規模が小さうござ
いますので、中央にしつかりした養
成機關を強化なさいますお考があり
ますかどうか、この際承つて置きた
いと思ひます。

○政府委員(米澤常道君) 最低基準に
つきましては、只今山下委員のお話の
通りもうこれは今後の施設の生命とも
考えられますので、法律が施行されま
して、委員会が専門的な各方面の権威
を網羅されて、そこで十分検討いたし
まして、できるだけ御趣旨のあること
を尊重して行きたいと考えるのであ
ります。この施設に對する補助の問題

であります。これにつきましてもい
ろいろ補助の基準となる問題につきま
して、或いは子供の委託につきまして
も、例えば食糧方面に關する費用であ
りますとか、或いは保健衛生、こういう
ふうな何か項目を合理的に分けること
ができるものは分けまして、その間の
運用ができるだけ円滑に行くように考
えたいと、今研究いたしておるところ
でございまして。職員の養成につきま
しては、これは最も力を注がなくては
ならぬのであります。中央におきまし
ては、例えばこの救護院の職員等につ
きましては、現に國立の武蔵野学園に
おきまして現在三十名程度の養成を現
にいたしておられます。その他には特別
に中央においては無いのであります
が、お話しにありました社会事業学校等
におきましても、できるだけこの児童
關係の問題につきまして講義を十分に
たしまして、或いは實習その他につ
きましても、児童關係の施設といふも
のは非常に多いのでありますから、こ
の方面にできるだけ力を入れて行きた
いと考へておるのであります。本年度
におきましては、この中央におきまし
ては只今申上げましたように、武蔵野
の救護院において特にやつておるだけ
であります。地方におきましてはこ
れは差当りやはり相談所の職員であり
ますとか、或いは有給の児童委員、そ
ういふ方面の指導を本年度においては
是非共いたさなければならぬと考へて
おるのであります。それらの費用につ
きましては相當の費用を計上いたし
ておるのであります。各施設の実際
におやりになる職員の指導等につきま
しては來年度においてできるだけ講習
なり、或いは各施設における事業とし

てやつて頂きたいと考えておるのであ
ります。

○安達夏助君 第四條に児童の對象年
令は満十八歳というように謳つて、ま
あそれに対する児童の福祉施設を強調
しておるのであります。第三十三條
には満十五歳を基準といたしまして、
これらをその仕事に、或いはこういう
方面に使つてはいかぬといふようなこ
とを規定してあります。その点につ
いて、若し明細にその内容をいかな
ることであるかといふことを御説明を
お願いすることは、非常に今後の研究
に對しまして幸甚だと思ひますので、
一應説明をお願いいたして置きます。

○政府委員(米澤常道君) これは第三
十三條におきまして、特に十五歳の年
齡を持つて参りましたのは、労働基準
法等における或いは年少労働者の特別
の保護といふようなものと並行的に考
えて來たのであります。やはりこの
三十三條といたしましては、今日の實
際の社会の事情その他を考へまして、
例えばかかるわざ、曲馬をさせる行為
でありますとか、或いは酒席に侍する行
爲といふものにつきましては、一應満
十五歳で線を引く。今日の社会の事情
その他からこれを十八歳まで延すとい
うことにつきましては、現状から申し
まして少しどうかという点があります
ので、この特殊な三三、四四、五五と
いふような行為につきましては、一應
満十五歳、十六歳というところで線を
引いたのであります。

○小川友三君 本委員会に大臣がお見
えになりましたので、ちよつとお伺ひ
申上げます。児童福祉に關する實際に
つきまして、今回の関東大水害に當り

三

まして、厚生省当局が取られましたところの手段は極めて迅速であり、特に専門家である医師、看護婦或いは保健婦等を極めて早く水害地に廻され、又幾多の医薬品を廻されまして、殆んど水害地に傳染病が出なかつたのであります。これは一に厚生大臣が立派な行政を取られたことによるものでありまして、我々水害地の議員として大感謝をいたす次第であります。かような方法を以て兒童福祉の絶対基本原則に基づきまして、政府当局が極めて迅速に幾多の資材を以てこれに當るといふことに對しまして厚く御礼を申し上げます。

そのように病氣等が別に出なかつたに拘わらず、配給したところの米だとか、若しくはパンだとかいふようなものが腐敗しておつたがために、多数の下痢患者が出たといふことは、実は私共今まで承知しなかつたのであります。今あなたのお話の通り、話によりまして、実は驚いておるのでございます。そういう点につきましても、どういふことでそういう結果を招來したのかといふことは、早速取調べまして、善後措置を講ずることは勿論であります。將來一層注意いたしまして、かくのごとき悪い結果のないことに向つて努力いたしたいと思ひます。

○委員長(塚本重蔵君) 速記を止め(速記中止)
○委員長(塚本重蔵君) 速記を始め
○國務大臣(松定吉君) 只今の姫井委員の御質問に對しましては、適當の考慮を以て、適當の時期に適當な方法を講じたいと思ひます。

○草葉隆國君 二、三の点について御質問申し上げます。前回御質問申し上げた際に、兒童福祉委員會は現在では諮問機關になつておるが、成るべく普通の諮問機關ではなく、どちらかといふと執行機關的な性格を帯びるやうに、これを一つ具体的に進めて行かうという厚生大臣の御答弁でありました。これは具体的にどういふふうに進めになる御意思ですか、この條文だけではありません、ただ具中権を與えられておるやうな形になつて参りますので、この点を伺つて置きたいと思ひます。

○國務大臣(松定吉君) 只今の草葉君の御質問に對しましては、適當の考慮を以て、適當の時期に適當な方法を講じたいと思ひます。

○國務大臣(松定吉君) 今回の關東水害に對しまして、厚生省の取りました措置に關して、只今非常に御賞讃のお言葉を頂戴いたしました点につきましては、誠に感謝に堪えません。実はこの問題に關しましては、私、大臣としての職責が迅速且つ果敢であつたといふことよりも厚生省の各部局課、それらの係員が特にこういう点に深き心を用ひまして、迅速果敢にその措置を取つたことが今日の結果を見たのであります。この点に對しましては、私に對する只今の感謝のお言葉は全く當らないのであります。併し厚生省に對しましてのこのお言葉につきましては、いづれ適當の機会に省員一同にあなただけの御意見のあるところを傳へまして、尙一層國民の公僕として精勵するやうに、私からよく申し聞けることにいたします。

○國務大臣(松定吉君) 只今の草葉君の御質問に對しましては、適當の考慮を以て、適當の時期に適當な方法を講じたいと思ひます。

○國務大臣(松定吉君) 只今の草葉君の御質問に對しましては、適當の考慮を以て、適當の時期に適當な方法を講じたいと思ひます。

○國務大臣(松定吉君) 只今の草葉君の御質問に對しましては、適當の考慮を以て、適當の時期に適當な方法を講じたいと思ひます。

○國務大臣(松定吉君) 只今の草葉君の御質問に對しましては、適當の考慮を以て、適當の時期に適當な方法を講じたいと思ひます。

○國務大臣(松定吉君) 今回の關東水害に對しまして、厚生省の取りました措置に關して、只今非常に御賞讃のお言葉を頂戴いたしました点につきましては、誠に感謝に堪えません。実はこの問題に關しましては、私、大臣としての職責が迅速且つ果敢であつたといふことよりも厚生省の各部局課、それらの係員が特にこういう点に深き心を用ひまして、迅速果敢にその措置を取つたことが今日の結果を見たのであります。この点に對しましては、私に對する只今の感謝のお言葉は全く當らないのであります。併し厚生省に對しましてのこのお言葉につきましては、いづれ適當の機会に省員一同にあなただけの御意見のあるところを傳へまして、尙一層國民の公僕として精勵するやうに、私からよく申し聞けることにいたします。

○國務大臣(松定吉君) 只今の草葉君の御質問に對しましては、適當の考慮を以て、適當の時期に適當な方法を講じたいと思ひます。

○國務大臣(松定吉君) 只今の草葉君の御質問に對しましては、適當の考慮を以て、適當の時期に適當な方法を講じたいと思ひます。

○國務大臣(松定吉君) 只今の草葉君の御質問に對しましては、適當の考慮を以て、適當の時期に適當な方法を講じたいと思ひます。

○國務大臣(松定吉君) 只今の草葉君の御質問に對しましては、適當の考慮を以て、適當の時期に適當な方法を講じたいと思ひます。

○國務大臣(松定吉君) 今回の關東水害に對しまして、厚生省の取りました措置に關して、只今非常に御賞讃のお言葉を頂戴いたしました点につきましては、誠に感謝に堪えません。実はこの問題に關しましては、私、大臣としての職責が迅速且つ果敢であつたといふことよりも厚生省の各部局課、それらの係員が特にこういう点に深き心を用ひまして、迅速果敢にその措置を取つたことが今日の結果を見たのであります。この点に對しましては、私に對する只今の感謝のお言葉は全く當らないのであります。併し厚生省に對しましてのこのお言葉につきましては、いづれ適當の機会に省員一同にあなただけの御意見のあるところを傳へまして、尙一層國民の公僕として精勵するやうに、私からよく申し聞けることにいたします。

○國務大臣(松定吉君) 只今の草葉君の御質問に對しましては、適當の考慮を以て、適當の時期に適當な方法を講じたいと思ひます。

○國務大臣(松定吉君) 只今の草葉君の御質問に對しましては、適當の考慮を以て、適當の時期に適當な方法を講じたいと思ひます。

○國務大臣(松定吉君) 只今の草葉君の御質問に對しましては、適當の考慮を以て、適當の時期に適當な方法を講じたいと思ひます。

○國務大臣(松定吉君) 只今の草葉君の御質問に對しましては、適當の考慮を以て、適當の時期に適當な方法を講じたいと思ひます。

議員から御質問になりましたが、又

あといつて産婆さんが取上げてから自分の間は保健婦というものは殆んど関知しない。それを保健婦に書かして助産婦は知らないというのはおかしい。ここに助産婦という一字を入れて置かないと工合が悪いのじやないか。こういうのであります。

公課は、最近いろいろ名目で社会事業施設が、最近聞きましたのは何でも電話で取られるとか、何とかかにかいうて、相当新税に類するようなののが加わつて来ておるといふことを、先般地方に参りました際にも聞かされたようなわけであります。私も手許にこれ／＼の税金、或いはこれ／＼の公課、税金ではありますませんが、公課というふうなものを手許に持つておられますから、はつきりとは申し上げかねますが、そういう傾向が相当あるといふので、社会事業、殊に私設社会事業でも相当悲鳴を上げておつた実情であります。どうぞ今後こういう点につきましては御調査願ひまして、そういうものがないような方法が取られるように御指導願ひと思ひます。

○國務大臣(一松定吉君) 草葉委員の御質問は一々実際に即した御経験から出た最も有効な御指摘であると、私共は実は感謝いたしておるのであります。が、成る程この児童委員というものは第十一條に規定してあります。すなわち、児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉に関する事項について、相談に應じ、必要な注意を與える等これらの者の福祉増進に努める、という仕事をしなければならぬ者である。而して又児童相談所がやはり同じような仕事をやる。唯文句は「査察」とか「鑑別」とかいう文字を使つてあるけれども、

やはり目的は相談に應じ、福祉増進を図ることを目的とするものである。又保健婦がやはりそういうようなことをやつておる。何だか「たゞ」としておるといふように考えられますが、その点につきましては私は全く同感であります。ただこういうように機関を分けまして、その分けた機関に應じてそれぞれの仕事をするのであります。うにいたしたのであります。結局非常に網を各方面に分けて、どこから水の漏れないようなふうには実はこれは規定したものでありますから、その点につきましては疎漏よりもむしろ余り緻密に流れたというお叱りならばなんであります。目的は児童福祉のためという意味において、さうな水の漏れないような規定を置いておるのであります。その点を一つ御了解をお願いいたしたいのであります。

今一つ、二十一條の妊産婦が、保健所又は医師、助産婦、保健婦について保健指導を受けたときに母子手帳に書くとか、乳児又は乳幼児の保護者が、保健所又は医師若しくは保健婦について指導を受けたときにやはりその手帳に書く。なに故に助産婦を除いてあるか、こういうようなことも、やはり私もあなたと同じように、まだ生まれ立の、宮詣りも済まないような乳児に對しましては、なぜ助産婦を除いて、助産婦以外の者の指導を受けなげやうと、いふような特別な理由はないのであります。ただもう生れ落ちたのだからして、産婆即ち助産婦はもうよからう、助産婦に代るべき医者の指導を受けなければよからう、又助産婦に代るべき保健婦の指導を受けなければよからうという意味において規定したのであります。

ありまして、成る程そこまで細かに書いてあつたらば、これはもう議論はないですけれども、併し書かなくても別に助産婦の指導を受けることはできないとか、指導を受けても母子手帳に書くことはできないといふようなことではないのですから、この点は一つお許しを願ひたいのであります。

それから諮問委員であるといふことに對して、委員会が厚生大臣に答申をいたしたときには成るだけその意見を尊重して、実際に即してこれの實現のできるように努力するといふことは予て申上げた通りであります。私もこの諮問といふのをただ形式的に諮問を受けさせれば、あとは厚生大臣がしたいままにするという意味ではあります。どこまでもこの厚生大臣が國民の公僕として働くという立場からいたしまして、又それらの人々に諮問をしたという建前からいたしまして、それらの意見はどこまでも尊重するといふことにおいては、予て申上げた通りであります。御了承願ひます。

○委員長(塚本重蔵君) 草葉委員いいですか。
○草葉委員 殊に指導委員を相談所を中心にして指導に持つて来たかどうかという点は……
○政府委員(米澤常道君) 指導委員を相談所を中心と働かせる。これは我々もいたしまして、實際活動します場合は恐らく児童相談所を中心に、児童相談所へ始終出入りをいたしますし、もう相談所を中心と働くといふことは十分考へております。又さういふふうな指導して行くべきものと考へております。ただ相談所の職員ということにな

りますと、どうも少し實際仕事をやる上に何か規模が小さくなりたはしないかといふふうな懸念もありませんので、都道府縣に配置する形を採つておりますが、實際の活動は只今草葉委員の御指示の通り、相談所を中心と段々動いて行く、又さういふふうになつて行くものと考へておるのであります。

○中平常太郎君 大臣がお忙しいところを御臨席願ひしておりますから、その間に私は根本理念について伺ひたいのであります。この法案によりまして、どうも私は一つの民生委員といふものに対して深い尊敬と考慮が拂われていないように思ふのであります。これは書き方によるのであると思ふのであります。例えば十一條の第四項に、児童委員は、事務委員又は技術委員を以て、これに充てる、この一項を終つております。けれどもここには民生委員は入つておりません。第十二條に初めて、前條第四項に規定する場合を除く外、民生委員会による民生委員は、児童委員に充てられたものとす。さうありますので、大体は児童委員といふものは、前條第四項、即ち事務委員と技術委員が児童委員と、さういふふうになつておるが、大体にいう児童委員はそれが本當だ、児童委員はそれであるといふことを前提すれば、それから刺身のつまといふような恰好で、民生委員は児童に充てられたものとすといふふうには、後から附加えられてあるといふふうにはこの條項は取れるのであります。私はこの觀念はやはり根本觀念において、民生委員といふものがそんなに軽く扱われておるのかどうか、その点であります。私は私の好むような修正をするならば、

例えて見れば、児童委員は民生委員令による民生委員及び事務委員技術委員を以てこれに充てる、さういふやうなことになるのが全國に分布されておる十萬の民生委員が、児童福祉法案に於ては第一番に末端的に當事者として當つて行かなければならぬ大事な役目を持つておるに拘わらず、机上プランでやるところの事務委員の方が児童委員にまつり上げられてしまつて、大事な手足となるべきところの十萬の民生委員の方がお客さんのような恰好になつておるのは、私は極めてこれは官僚的だと言ひたいのであります。その点に對してこの間も御説明がございましたが、私はその御説明には満足しないのであります。これは結局私は修正をなさつて貰わねばならぬことになると私は存するものであります。これに對して御答弁がおりますれば御答弁を願ひたい。

それからもう一つは第三十四條、これは第二項に、市町村その他の者は、と書いてありますが、その他の者は、と書いてありますが、さういふことは分つておりますが、ただこの五文字の「その他の者」で殆どなぐり書きのごとく葬り去つてしまわれるといふことは、日本全國にあるところの六千の社会施設を持つておるところの民間社会施設のもの、皆「その他の者」に入るののである。又この児童福祉法案の目的とするさういふ施設といふものは、皆「その他の者」が主に民間でやつておるのであります。それで國及び都道府縣においてなされるところのものは別でありますけれども、市町村といふものは

とかいふ文字を使つてあるけれども、
ろうという意味において規定したので
す。ただ相談所の職員ということにな
るのかどうか、その点であります。私
は私の好むような修正をするならば、
おいてなされるところのものは別であ
りますけれども、市町村というものは

なか／＼福祉施設というものはよくし
ない。やつてもよくできない。やつて
も大部分は「その他の者」がやるので
ありまして、「その他の者」に対しての
書き方が余りに官儀的に過剰と思つ
てあります。これも同じような意味
におきまして「その他の者」というよ
うな、僅かな刺身のつまのごくお置
きにならずと第一條を別に起して、同
じことであるけれども、第何條児童福
祉施設を設けんとする者は行政職の
許可を得なければならぬ、こういう
ような一條を起して然るべきだと思
う。そうすれば大体全國に盛んにやつ
ておるとこの私設社会事業が皆その
方に入るのでありまして、「その他の
者」という、たつた四文字五文字によつ
て片付けられるということは、いわゆ
る官僚主義の権化である。又その考え
方が官僚主義と私は言いたいのであり
ます。「その他の者」というところに尊
敬を拂うべきである。國策を以てやれ
るところは当然法律を以てやれるので
ありますから、あとは篤志家の血と涙
を以て、実にあらゆる苦難を以て、犠
牲になつて、心身共に疲れ切つてまで
も、さまざまに社会施設に人類愛の立
場に立つて施設をなされんとする人々
の心を引く意味において、ただ「そ
の他の者」という五文字で葬り去つて
しまふことは、誠にかわいそうです。
私は一條を別に起して、児童福祉施設
を設けんとする者は、行政職の認可
を得なければならぬ、ということでは
一條起して、明らかに民間社会施設を
尊重すべきであると思ふのでありま
す。私はそれは尊重すると書く必要は
ない。尊重すると書く必要はないが、
「その他の者」のごく、誠に刺身のつま

だが、あつてもなくてもよいが、或い
はたまにあると思われる程度までに、
いわゆる私は蔑視と言いたいが、無視
せられておるようによい、この社会施設と
いうものを一言に葬り去つてしまふ
ということはいかに私はその考え
方が至らない点があるだろうと思ふの
であります。私はこの点の修正意見で
ありますが、大臣が折角おいでであり
ますから、この二つの問題に關してお
尋ねたいと思ふのであります。この
問題に限らず、誠に厚生大臣としてよ
くやつて下さることは、我々感謝して
おるのであります。先日行われた全
國社会事業大会におきまして、三千人
の來會者が集まつた場合にも、大臣も
お越しになり、私も參つておりました
が、私は中央社会事業協会の理事、全
日本民生委員連盟の理事をやつており
ますので、当日も機嫌な役を持つてお
つたのであります。大臣もお越しに
なりました。大変激励のお言葉を頂き
まして、嬉しかったのであります。こ
の大会に來ておりましたメンバーは
大部分が民生委員であります。そうい
うことを考へてやつて下さいましたな
らば、「その他の者」という文字だけで
葬り去つてしまふことは、この
法律を見る者が極めて不快な感じを持
つて見るだろうと思ひますから、この
点をお直しになる御意思があるかどう
か。私は修正意見を持つておりますけ
れども、どなたの御意見も聞まらな
いけません。私の考えとしては修正
正しない意見を持つております。大臣
の民生委員に対するお考えが、そんな
に重く見ておられるかどうか。この兒
童福祉法案に対して民生委員をどんな
ふうに御覽になつておられるか、おら

れるならば條文に現れるべきである
と思ふ。僅かに三百七十三名にしか
ないところの事務吏員を先に書い
て、「児童委員は、事務吏員又は技術吏
員を以て、これに充てる」と、こ
ういふことを十一條に載つて置いて、これ
だけ読んだならば、児童委員はそれだ
けかと思はれる。ところが第十二條に
「前條第四項に規定する場合を除く
外」ということになつておつて、これ
はつまり刺身のつまであります。「民
生委員令による民生委員は、児童委員
に充てられたものとする」、付け足し
であります。その氣持は、民生委員は
極めて不快に感ずる文章であります。
この二つに對して大臣の御答弁をお願
い申し上げます。
○國務大臣(一松定吉君) 中平委員の
御質問の、民生委員に對する答へとい
うことにつきましては、私は全くあな
たと同じ意見を持つておるのであり
ますが、ただこの法文に書き現わした
点について、いかにも輕視しておるか
のこころを疑ひを持たれておること
は、これは実は御承知の通り、法文は
成るだけ意味を簡明にして、余り冗長
でなくて、而も人に分るというように
立案をいたすときにやるのであります
ことは、これは一つ御了承願つて
置きたいのであります。いづれこの
三十四條のところでおつての事を申し上げ
ますが、十一條のこの児童委員とい
ふものを、事務吏員と技術吏員を先に書
いて、そしてこれがいかに児童委員
の本職であつて、民生委員を刺身の
つまのごとき書き方はよくないやな
いかという御意見、成る程十一條に事
務吏員と技術吏員を書いて、それより
後の條文に民生委員を書いたというこ

とは、前と後とによつて、一方は優先
し、一方は遅れて書かれたということ
のために、尊重する、卑下されたとい
うようなお感じを持たれたというよう
なお感じを持たれたやうであります
が、決してこれはさういふ意味ではな
いのであります。実はこれは關係方
面の御意見もありませんが、児童委員
というやうなものでも、主として名譽
職でなくて、自分の給與を受けて朝か
ら晩までその職務に専念することので
きる者がその仕事をしようとする、但しそ
れだけでは、今中平委員の申されまし
たやうに、むしろ適任者は事務吏員と
か、若しくは技術吏員とかいふ者より
も、名譽職にある地方の名望家とか、
或いはさういふ慈善事業に携つて一
身を犠牲に供しておられるとかいふ人
の方が適任者である。だからしてそれ
らの人は朝から晩まで事務所に務め
て、さういふことをやるということ
で、できないにしても、仕事の實質から言
えば、事務吏員や技術吏員よりもな
かな適任者であるこれらの人にも無
お手傳いは十分にして貰ふなければな
らん。さうかといつて民生委員は名譽
職でありまして、御承知の通り、俸給
は與えておりません。でありますか
ら、俸給を貰つておる人が朝から晩ま
で事務に従事する、さういふ意味で兒
童委員を先に書いたものであります。
決して民生委員を次の條文に書いたか
ら刺身のつまといふことにはしたのでは
ございません。このことは民生委員令
を御覽になりますと分ります。さう
に、民生委員に對しましての厚生省の
考えは非常に重く見ておるのでありま
して、民生委員令の第一條にも規定し
ておりますように、「社会の福祉を増

進するために、仁愛の精神を以て、保
護擁護のことに従ふ」人でありま
すから、いわゆる仁愛の精神を以て社会
の保護擁護に従事する人でありま
すから、余程人格高潔にして私利私慾
を圖らない、一身を犠牲にして社会の
福祉を増進するといふことをモットー
としてやる人でありまから、これは
非常に立派な人格者である。この人な
らばといふ人であれば、これはお願
いしないことになつております。勿論
ここに註を入れますが、民生委員で非
難されておる人があることは、これは
承知しております。これらの人につ
ては勿論何らかの機会に替つて頂かな
ければなりません。民生委員そのも
のの性格、社会奉仕の精神といふもの
は、今私が申し上げた通りであります。
さういふやうな方にやはりこの児童委
員とはいふ。そこでいわゆる月給をやつ
ておるとこの事務吏員や技術吏員
は、朝から晩まで勤めておつて貰うが
併しながら晩に實質のある、而も仁
愛の精神を以てこの児童の福祉のため
に働いてくれるといふ人については、
やはり民生委員にお願ひしなければ
らんといふので、これを十二條に書い
たわけでありまして決して、前に書き
後に書いたから、刺身のつまであり、
一方は鯛の刺身だといふことではない
のでありますから、この点は一つ御了
承願ひいたします。
それからこの三十四條の第一項「國
及び都道府縣は、命令の定めるところ
により、児童福祉施設を設置しなけれ
ばならない。」さう書いてあつて、い
かにも國及び都道府縣を第一項に書い
てある。だからしてこれは大いに尊重

してあるようであるが、二項に持つて行つて「市町村その他の者は」といふと、いかにも馬鹿にしておるじやないか、もう一條設けたらよいじやないかといふことも、丁度先刻の十一條、十二條に關して申上げたと同じようなこととありますが、ただこゝでもう一度條文を読み直して頂きますと、今あなたのおつしやるように「児童福祉施設を設けんとする者は」、「市町村及び」と、こう言いますが、「児童福祉施設を設けんとする者は、行政官廳の認可を得云々」と、こう書くといふことになりまして、児童福祉施設を設けんとする者は「この者は」といふ中では、市町村以外のものは皆含むといふことになる。そうすると、國及び都道府縣がやはり市町村の下に含まれて児童福祉施設を設けんとする者の中に入るわけでありまして、その考え方はいけません。もう少し細かに書くとするならば、「前項の児童福祉施設を設けんとする者以外の者及び市町村は」と、こう書くことになるのでありますが、それではいかにも文章が重複して読みにくくなりますから、極く簡明を期しますために「市町村その他の者は」と書いた、そういう意味でありまして、決してこれは侮辱したとか、慈善事業のために精選する篤志家を「その他の者は」と僅か六字を以て現わしたといふことは、よくないといふことの意味ではないのであります。ただこゝで御注意賜りたいことは、いわゆる行政官廳の認可を得なければならぬのは……第一項の國及び都道府縣のものは行政官廳の認可は要りません。ただ命令の定めるところによればいいが、市町村及び市町村以外

の、前項の國及び都道府縣以外のもの並びに市町村はその行政官廳の認可を得て、この児童福祉施設を設置する、こゝういふことになるのでありますから、やはりこの法文の書き方は成るだけ簡略に書くといふ意味において「その他の者は」といふ六字に纏めたのでありますから、その辺は一つ是非御了解を願ひたいのであります。

○委員長(塚本重蔵君) この機会に先程皆様の御賛同を得ておりました三島通陽議員の發言を許します。

○委員外議員(三島通陽君) 委員外議員でございますが、今日は皆様の貴重なお時間を特別にお許し頂きましたことを委員長始め皆さんに感謝いたします。私はこの法案が出ましたことを非常に喜んでおるのであります。丁度厚生大臣がお見えになつておいでになりますので、私の質問の中の一番最後に申し上げようと思ひました根本的な、いわば、少しくお願いが加わるのでありますけれども、結論的なことを先に申し上げまして、後から細かいことを申上げたいと思つておられます。今から大分前のこととありますが、私が丁度貴族院におりました時に、児童虐待防止法案が提出されたことがあります。その時に児童虐待防止などという名前を法律案に付けるようなそんな法律を出すことよりも、もつと積極的に子供の幸福といふようなものを考えたかどうかといふ声が非常に多かつたのでありますけれども、當時とにかくこゝういふことも必要なんだから名前は少しおかしければいい、やろうじやないかといふような話になつたやうでありまして、その後いろいろ子供の幸福に対する法

律というものが陸續として出たのであります。が、今回の児童福祉法案は最も画期的な日本國の將來を担うべき子供といふものの幸福、それからその立派な發育を助長するといふ積極的な法案になつて現れましたことは、私は深く厚生大臣始め當局の方に感謝するものであります。併しこの法律案をまだ私はざつと拜見したのでありますけれども、この法案は私は積極的であるとは思つておりますけれども、併しまだ實際方面にこれを施行せられて、果して児童福祉法といふ大きな看板を掲げて行くだけのものであるかどうかといふことを少し心配するのであります。今我が國は非常に大きな風が吹いております。経済的な風、思想的な風、いろいろな風が吹いておると思つたのであります。この中に子供といふものをさらさして置いて、さうして文化的な日本を新しく建設するといふことを考へるときには私は非常に心配をするのであります。ですからどうぞこの法案を本當に完全に行つて頂きたいと思つたのであります。それにつきましても、これに児童の厚生施設等いろいろございますけれども、こゝういふものは予算を伴ふこととありますし、文部省の社会教育などとも關聯することとありまして、さて實際に金を出さうとするとか、これがむづかしくて、大きな施設といふようなものは急にできない。併し嵐が余り強過ぎるといふ今日であります。さうしてこれは法律案と甚だ遠くなつて申訳ありませんけれども、私のほんの一つの意見を、これはこゝういふ際に申上げてどうかと思

いますけれども申し上げまして、大臣のお考えを伺ひたいと思つたのであります。

丁度私は文化委員をいたしておりますが、この前の文化委員会での國の祭日といふことがいろいろ問題になつております。昔の日本の祭日をそのまま新しい日本の祭日として行くか、新憲法の精神で変えたらどうかといふような意見が、今討ちあはれておるのであります。その時に國の年中行事といふものも併せて問題になつておるのであります。その時に私は、何か日本に子供のための子供日といふものを欲しいといふことを強く主張しておる一人であります。御承知のようにアメリカには父の日、母の日とかいふのがございまして、マザーズ・デーといふのは、皆が母さんのためにいる／＼なことをやるという日であります。丁度あゝいふものが日本にも欲しい、むしろ子供のために欲しい、日本の昔の五月の節句とか三月の節句とかいふものは、子供のために作られたお祭だと思つたのでありますけれども、もつと現在の日本に合つた子供日といふものを作つて、その日だけは皆子供のことを考へてやつて、例えば商賣でも、芝居でも、或いは電車でも、汽車でも、何かさういふものから上つて来る費用の何割かを子供のために捧げて、丁度児童福祉法案に書いてありますようなところの施設を本當に立派にやつて頂きたい。例えば児童遊園にしても、児童館にしても、或いは児童の図書館、これは社会教育の方面で文部省の方にいきますけれども、さういふものを本當にうんと金を子供のために各方面から集めてやつて頂くならば、さうしたならば児童福祉法といふものが本當に活きるのではなからうかといふことを不圖考えまして、さういふことに対しての大臣のお考えといふものを伺ひたいと思つたのであります。勿論この法案は、これ一つではないと思ひますし、予算とは違ひますから、大臣がこゝでやろうと思ひになつてもできないこととでありまして、厚生委員の皆様の御力や又は児童委員或いは児童福祉委員の御力や、文化委員の方々の御力、いろいろな方面の社会事業家の手といふものを借りなければなりませんけれども、併しこの法律が出た機会に皆様がやろうといふお氣持になつて頂けば、それは子供ののためにやれるのじやなからうかといふことを考えるのでござい

ます。これは或いは討論の時に申上げるのがいいかと思ひますけれども、丁度大臣がおいでになりますので、最後に申し上げようと思ひました質問を先に申し上げまして、大臣のお心持を伺ひたいと思つたのであります。

○國務大臣(一松定吉君) 只今三島委員がいろいろ有益にして且つ我々の參考になりますことの御意見を承りました。そればかりではありません、児童虐待防止法案の審議の時に御発表になりました我が國児童のために非常に熱意を持つておられたそのことが、今日児童福祉法として当院において審議をするに至つたことに対して厚生省に對して非常な感謝のお言葉を頂戴いたしました。実は私當局として誠に有難く感じておるのであります。こゝういふような立派な法律でありまして、運用の如何によりましては十分に目的を達しないといふようなことが往

よればいいが市町村及び市町村以外

その後いろいろ子供の幸福に対する法

これはこういふ際に申上げてどうかと思

と金を子供のために各方面から集めて

も、運用の如何によりましては十分に

往にしてありますからして、私はこの法案が國會を通過いたしましたといよいよ実施される場合には、今あなたのお示しになりましたように、本当に兒童が心身共に健やかに生れて、そうして育成されるように努めるのみならず、これらの人々の生活はどこまでも保障し、そうして國民に愛護されるというやうな事実を見なければなりません。又この法案がいよいよ実施される時は、國は勿論、地方公共団体もすべて兒童の保護者として兒童を心身共に健やかに育成するやうな責任を以てこれを遂行して頂かなければならぬ。こゝういふやうな考えでありまして、全くあなたの仰せになると同じやうな考えを以て一つこの法案を十分に活用して見たい。それにつきましては、ただ兒童委員だとか或いは福祉委員だとか、いふ人々ばかりに委せられませんか、やはり國民全部の人がさういふ考えを持つてこの法律を本當に遺憾なく発動して、その目的を達せるやうにする、こゝういふやうな考えを持つております。これに對しましては、お示しのやうに、いわゆる予算といふものが十分に伴いますからして、いづれこれを運用するに當りましては、でき得べき限りの目的を達成するに必要欠くべからざる予算は、これはどうしても皆さんに御審議を仰ぎまして、それによつてこれを活用して、或る程度兒童は健やかに生れるやうになつた、非常に立派に育つやうになつた。これによつて我が國民は全く根本から生れ變つたやうに立派な素質を持つ國民に育成されることになつたといふやうに、これを運営して見たいと思ひます。こゝういふ点につきましては特に三島委員のこゝき御熱

心の方はこの兒童福祉法の第一條第二條に規定してありますところに従ひまして、第一線に立つて指導的お立場から各委員と共に、これが目的を達成いたしますやうに一層の御奮闘をお願いして止みます。○委員外議員(三島通陽君) 大臣から御熱意のある御答弁を頂きまして、第一回の國會において先ず子供のことをお考え願ひまして、兒童福祉法案を御提出になりました大臣としてのその御熱意に對して我々は誠に感謝するものであります。どうも前申上げましたやうに道はそれ一つでないと思ひます。予算と共に何かさういふことを考へて頂きたいといふことを重ねてその御熱意に甘えて子供達のためにお願ひする次第であります。次に、又少し總論的のことでありますが、各所に子供の年齢を区切つております。例えば、幼兒、乳兒、少年とか、十八歳以下の少年とか、この年齢の区切り方でありまして、これは第一回の委員會で宮城委員が御質問遊ばされたのを速記録で今日拜見いたしました。大いに私も敬重を表したものであります。どうもその御答弁は、これは何の法律によるということであるとか、或いは漠然と学校の面の区切りということであるのでありますが、私は日本の子供の發育の階段の分け方というやうなものに、もつと心理學的に、又子供の發育といふものを考へ合せて肉体的にももつと研究して、これはいろいろ法律を作る時に考へなければならぬ問題じゃないかといふことを、今痛切に考へさせられているのでありまして、その詳しき説明を申上げておられますと、長くなりますから申上げませ

んけれども、どうもこの年齢の区切りだけは少し納得行かない点があるのであります。詳しくは御説明を承わらないでも宜しいと思いますが、何か當局におかれましては、子供のサイコロジイとか子供の發育の段階といふものを、學說とか或いは一般的の我が國の特に子供の發育といふものを御研究に相成りまして、さうしてこの年齢といふものを條文にお定めになつたのでありますかとこのことを伺ひたいと思ひます。○委員長(塚本重蔵君) ちよつとそれに関連して、丁度三島さんから四條の兒童の三つの分け方についての御質問がありました。三島さんが文化委員會の委員であられることと思ひ合わせまして文化常任委員會の山本委員長と語合つたのでありますが、それは今と同じやうなこゝういふ分け方がどうかといふことと、もう一つはこゝういふ名称の用ひ方はどうか、もう少し外に適當な名称がありわしないかといふやうなことを私語合つて來たのであります。例えばこゝにある乳兒を乳呑兒、第二の幼兒はおさな兒、第三の少年を子供と、こゝういふやうに分けることはどうであらうかといふやうな話合ひをしたことがあるのであります。第二の幼兒は、これをローマ字に綴つても齒を磨く楊枝であるやう何やら分らないといふやうな疑問も起つて來る。少年といふと男を聯想するのであつて、少年といふと男を聯想するのであつて、少年と書けば、自然に少女といふ言葉を使ひたくなるといふやうな氣が起つて來るものであります。こゝういふ用語について何かお考へになつておるか、合せてお伺ひしたいと思ひます。○政府委員(米澤常道君) 只今の御質

問でございしますが、十八歳で線を引きましたことにつきましては、これは本案を、いろいろ社會事業中央委員會その他において御審議を願ひました時にも、医学方面の方々もお出でになつておりますし、ともかく労働基準法等におきまして、やはり我が國の事情から申しまして十八歳の線で、一應肉体的、精神的な方面から見ても、十八歳以下の者を保護しよう、労働方面等においても是非保護したい、さういふ意味で十八歳といふ一つの線があるわけでありまして、従前はその上に二十歳、或いはいろいろの線の引き方がありますが、少くとも現在におきましては、最も先ず保護を要する限界をどの線に引くかといふことになりまして、やはりこれは國民のいろいろな生理的な現狀その他から考察しまして、十八歳といふ線が保護を要するか否かの一の分岐点とする方が妥當ではないかといふことで十八歳に線を引いておるのであります。而してこの十八歳の兒童の中に、更に四條におきまして、乳兒、或いは幼兒、少年といふ名称を使い分けいたしましたのは、これは條文中にいろいろ乳兒、幼兒といふやうな字句が出て參りますために、兒童の言葉一本で賄えない場合が沢山出て參りますために、更に小分けをいたしましたのであります。この乳兒、幼兒といふことにつきましては、これは我々といひましては、先ず使ひ慣れた言葉と解釈いたしておるのであります。満一年に充たない乳呑兒を乳兒、學齡前の幼兒、乳兒、幼兒につきましては実は我々といひましては、大体使ひ慣れた言葉と思つております。ただこの少年につきましては、先程委員長から

もお話もありましたやうに、或いは女を含むかといふやうな疑問がありまして、又少年におきましては、現在の少年法等においても意味があるのであります。この少年といふ文字につきましては、實際今までの用語例から申しまして、非常に違つたのであります。こゝういふと憤れない……これは大体學童に相當する年齢であるのでありますけれども、今までの用語例と多少違つておるのであります。併し少年につきましては勿論女性を含むものと解釈いたしておるのであります。こゝういふ兒童とすること、この法の全体からして非常に困難であるのであります。少年といふ字を特に使つたのであります。ただ、然らば兒童福祉法といふ名前がどうかといふ御意見も亦出て來るのであります。これは以前にも申上げましたやうに、この本法の對象とするものが、いわゆる我々の考へております兒童といふ概念に相應する部分のものが一番多いのであるといふことと、その他に適當な言葉が見つからない。こゝういふ両方の面からこゝういふ題名を使つておるやうな次第であります。○委員外議員(三島通陽君) 今の政府委員の御答弁でございしますが、私は十八歳にしたことはよいと思つております。これには我々多少の根拠を持つておるのであります。十八歳といふのは少年期から青年期に變る年齢の一区画といふやうに考へます。これは各國の學者が大体さう言つておることでありまして、古今東西の子供達にさう變りはないと思ひます。それ故に十八歳に決められたといふことは大體結構だと思つておりますけれども、私の問

わんとしたところはそこではなかつたのでありまして、もつという細いところであつたのでありますが、今日はそのうちを余りくどく申上げますと恐縮でございますから、そのくらしに置いて置きます。ただ少年期が小学校就学の初めからいって、丁度満六歳ですが、満六歳から満十八歳が一つの線に置かれるという事は、私は十二の年齢があるもので、これはやはり十二の年齢を一つとして、これは英語でボーイといふのは随分大きい年齢まで入ると思つておられますが、山本文化委員長のお述べになりましたことについての政府委員の御答弁は、どうもまだ納得できないのであります。これは山本委員長とも御相談をいたしまして、改めて他日伺うことをお許しを得たいと思つてあります。また年齢のことも伺いたしたのであります。が、よき様の委員会に出て一人でもしやべることも恐縮なので、又他日にお願いをいたすことにいたしまして、もう一つは少し施設のことを伺いたしたのであります。その中の一つをちよつと申上げて見たいのですが、この前貴族院最後の委員会の予算委員会が私政府に伺つた質問の時に、少し調べようと思ひまして、丁度浮浪児が非常に多いので、浮浪児を調べて廻つた時に、この浮浪児が一番多かつたかといふと、停車場の浮浪児が最も一番多いのでありまして、停車場から汽車に乗つて無銭旅行をするという浮浪児が非常に多い。それが段々常習的になつて行くという点が非常に考えさせられ

た。何故停車場に浮浪児が一番多いかという問題であります。今日は何かも用意して参りませんが、そういうことを貴族院の最後の予算委員会の速記録を調べて見たのでありますが、そこまで見ないうちに時間がなくなつたので……とにかく停車場がずば抜けて多いのであります。これは子供を扱う時に考えなければならぬ問題で、これはそこが一番繁華する所で、そこが偶然にそうなつたと言へるかも知れませんが、もつと大きな原因があるので、子供の心理、サイコロジイといふものを考えると、ああいう停車場のような、汽車とか、電車、自動車という動くものに魅力がある、殊に停車場の空気というものに魅力があるといふことを考へるのでございます。そういう子供達の魅力とかサイコロジイといふものを考へますと、今度は逆に児童の施設をやる時にも、そういう子供の心理とか、魅力とかいふことを十分に考へて、そういう施設をせよと、折角いろいろおやりになつても大層ひからびた施設になつて、内容がどんなによくても、結局子供を生まれ変らして行く、健全に育てて行くには人間の魅力といふか、施設の魅力といふか、これが法律案の上に出ていないのは、御尤もでありますけれども、法律としてこの法律をお書きになりました時に、政府委員のお考えには何かさういつたものについての御研究がございましたかどうかでありませうかといふことを一應伺いたいと思ひます。

政府委員(米澤常道君) 只今三島委員のお話にありました中に、浮浪児と停車場というふうなお話があつたのであります。誠に適切な例であると考えるのであります。實際児童の心理という問題につきましては、非常に我々も関心を持つておるのであります。児童問題を扱う上におきまして、この問題を十分に掘り下げて、医学の方面と同時には是非さういふ方面の専門の方々に十分なことをやつて頂きたいと、さういふように考へております。児童相談所の職員等におきまして、できるだけ心理の方面の非常に経験のある方、或いは児童委員等におきましても、さういふ方面の非常な専門家、御経験のある方、さういふ方々には是非お働きをお願いしたいといふことを考へておるのであります。さういふ方々には是非お働きをお願いしたいといふことを考へておるのであります。児童心理を十分に取上げて行くといふのであります。法律の上では別に挙げてはありませぬけれども、實際方面の働きその他において十分御意見のあるところをやつて行きたいと思つております。

○委員外議員(三島通陽君) 余り一人でしやべつておりますのも恐縮であります。又他日お許しを得れば仕合せであります。

○井上なつと君 先程から三島委員のお尋ねに對して厚生大臣の御懇切な御答弁を得まして、又私からお伺いを申上げる必要もないと思ひますけれども、実はこの間社会事業大会にちよつと顔を出させて頂いた時に、やはり出ておられた方々が今度の児童福祉法に對しての解釈を、まるで児童救護法なんかのように解釈をしておられた方があつて、私共非常に淋しく思ひましたが、これは第一條にも書いてござい

ますが、私は日本の全人口の三分の一か、何分の一かを含んでおります児童全体のうちの異例に属する不良児だとか、虚勢だけこれを使うのでなく、正常児がすく／＼と大きくなるようにこれを使つて頂くことを本當の念願といたしておる者でございますが、これにつきましても、何とかもう少し第九條あたり、子供の出生といふことについてはつきりした区割をつけて頂きたい。勿論戸籍法によつて届出は出されたいと思ひますが、生まれたらすぐ何時間以内に届けをする。名も付けないで待つて仕事を始めるというふうな、そこにはつきりとした区割でもつけて頂きますと、異例の子供でなしに、正常の子供が本當に正しく健康に育つて行く、又二千何百万か、即ち二千万以上の子供の上に眼が注がれるのではなかつたかと存じます。それからもう一つこれは失礼でございますが、先程第二十一條のことについて御質問がありまして、助産婦が赤ん坊に接しないといふことをおしやつておられました。が、助産婦は満一年までは赤ん坊に接し得る筈だと解釈しております。これは法律の第五條に、この法律で、妊産婦とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいふ。と書いてございまして、出産後一年以内の女子を産婦と見做しますと、この産婦には子供は附きません。この点をはつきりして頂きたいと思ひます。

○國務大臣(一松定吉君) 子供の生まれることについて、一つ明確に認識を深めるといふようなことが條文の中に望ましいという御意見であります。が、さういふようなことは出生、死亡といふようなことは、戸籍簿等においてこれを扱つておりますので、特に児童福祉法にはその必要はないと思ひます。妊産婦とか、出産とか、育児といふことについての指導を受けるとか、或いはそれに対して干渉するとかいふようなことは、この規定の中にあることはあなたの御承知の通りであります。さういふ点はやはりさういふ意味において明確に規定してあるつもりであります。それを御了承願ひたいのであります。それから第二十一條の乳児又は幼児の保護者が、保健所又は医師若しくは保健婦について指導を受けた時は母子手帳に書き、然るに助産婦のことがどうも書いてないのは、さういふ先刻の中央委員の御質問でありましたが、それにつきまして私が申し上げましたようになります。それはやはり書いて置いた方がよかつたのであります。併しなからその立案の時に、もう生まれたのだから後は保健所若しくは医師又は保健婦に指導を受けるといふことのみを考へて、今あなたの言われるような、五條の出産後一年間は妊産婦といふことであるならば、妊産婦が子供を生んだ後において、一年間は妊産婦である。従つてその生まれた子供についてやはり一年間は助産婦がこれを保護指導することがいいじやないかという御意見は、私は御尤もと思つてあります。ただ法文を書く時に、そこまで注意して書かなかつたといふことですから、御了承願ひたいのであります。然らば助産婦の指導保護は受けないか、又受けた時には母子手帳には書かないか、書くこ

とはできないかといふと、さういふやな

ろしいという意味がこれで取れますな

たのであります。が、先刻申しましたよ

厚生大臣 一松 定吉君

とその他適當の救済策を講ぜられたい

には母子帳には書かないか、書く

とその他適當の救済策を講ぜられたいた
との請願。

(陳第三百五十九号) 昭和二十二年
九月十五日受理

結核医療施設を市営に復元することに
関する陳情

神戸市會議長 中野 文門

本陳情の趣旨は、陳第三百二十一号と
同じである。

(陳第三百六十四号) 昭和二十二年
九月十五日受理

大府府の物價高は、日本随一といわれているが、郡部と雖大府府と何等交差点がないにもかゝらず教員勤務地も當が特、甲、乙、の丙四段階に分たれているのは、実狀を無視したものであるから、少くとも乙丙を撤廃されること

助起債を一億六千万円より二億円に引上られること、学校にガラスの割当を増加されたいとの陳情。

(陳第三百七十号) 昭和二十二年九月十六日受理

炭鉱労務者福利厚生施設拡充に関する陳情

東京都千代田区三軒町一番也石谷

廳内石炭増産協力会長 伊藤四郎
 炭鉱労務者の作業及び生活環境を改善
 することは、労働基準法によるもの不可
 能であるので石炭増産上緊急な事項と
 属するこれ等労務者の福利厚生施設
 可及的大幅に実現されたいとの陳情

(陳第三百八十三号) 昭和二十二年

647

九月十八日受理
生活協同組合法案に関する陳情

東京都千代田区九ノ内三丁目一四
番地東京商工会議所会頭 高橋
龍太郎

近く生活協同組合法案が国会に提出さ
ると傳えられるが、組合の性格を逸脱
したり又組合に過当な保護を與えない
よう、一、組合の非營業的性格を明確
にし、事業範圍を主として直接消費部
面の合理化、改善に関する事項に止め
二、組合に各種の免稅特典を賦與して
中小商工業者に不当な圧迫を加えない
こと、三、組合の本旨に反するに員外
の利用を禁止することに力められたい
との陳情。

(陳第三百九十四号) 昭和二十二年
九月十九日受理

結核医療施設を市営に復元することに
関する陳情

大阪市會議長 田村敬太郎
この陳情の趣旨は、陳第三百二十一号
と同じである。

(陳第三百九十五号) 昭和二十二年
九月十九日受理

生活協同組合法制定反対に関する陳情

川崎市役所川崎市商工協同組合通
盟会長 小宮 徳造

今次生活協同組合法案が国会に上程さ
れるに當り、從來の生活協同組合の在
り方は職場單位の福利施設として發展
したる購買組合の域を脱しておらず、
非民主的であり、一面強制的な経営方
法と相まつて強占的な傾向さえ濃厚な
團體である。従つて同法案の如きは國
民全体のためのものでなく、大衆を土
台として自己の生活を擁護しようとし
る一部の策士と無税により商行爲をし

やうとする如き形勢の產物でしかな
い。かつて商業が失業者の吸放に果し
た偉大な役割を考へるとき、失業問題
に對しても不當なる商業界の壓迫は國
民的危機の助長増大を招來するから、
当局は善処せられたいとの陳情。

十月七日予備審査のため、本委員
会に左の事件を付託された。

一、優生保護法案(案第五号)
優生保護法案

第一章 總則

第一條 この法律は、母体の生命健康
を保護し、且つ、不良な子孫の出生
を防ぎ、以て文化國家建設に寄與す
ることを目的とする。

第二條 この法律で断種手術とは、永
久に生殖を不能にする手術を意味
し、男性では精管、女子では卵管の
切断又は結紮などを指す。

放射線照射とは、永久に生殖を不能
にするレントゲン線、ラヂウム線な
ど放射線の照射を意味し、去勢照射
を指す。

第二章 任意断種

第三條 医師は左に掲げる理由のある
ときは、本人又は配偶者に対して断
種手術又は放射線照射を行うことが
できる。

一、妊娠、分娩が、母体の生命又は
健康に危険を及ぼすおそれあると
き。

二、本人又は配偶者が、惡質な遺傳
性素質、例えば遺傳性の精神病、
精神遲鈍、病的性格、身体疾患、
畸形をもち、且つ、子孫にそれが
遺傳するおそれあるとき。

三、本人又は配偶者が、惡質な遺傳
性素質を現在もつていなくと

も、近親者にその素質をもつてい
る者が多くて、子孫にそれが遺傳
するおそれあるとき。

四、本人又は配偶者が、遺傳性は明
かでないとも、惡質な病的性格、
酒精中毒、根治し難い癲癇をもつ
ていて、生れ出る子に對して悪い
影響を及ぼすおそれあるとき。

五、病弱者、多產者又は貧困者であ
つて、生れ出る子が弱体化し、あ
るいは不良な環境のために劣悪化
するおそれあるとき。

第四條 前條によつて断種手術又は放
射線照射を行うに當つて、医師は本
人の同意並びに配偶者の同意がな
くとも、これに對して断種手術又は
配偶者の同意を得なければならぬ。
本人が未成年者又は心神喪失者な
るときは、親権者又は後見人の同意を
以て本人の同意に代へることができ
る。

第三章 強制断種

第五條 裁判所は常習性犯罪者に對し
て、その者の犯罪の性格が子に傳わ
ることを防ぎ、且つ、不良な環境の
影響によつて子の不良化を防ぐこと
が公益上必要であると認めるとき
は、優生委員会に對して、その者の
生殖を不能にすることが適當である
かどうかの審査を求めることができ
る。

第六條 精神病院の院長並びに収容
所の所長は、その收容者に對して子
孫への遺傳を防ぐために、その者の
生殖を不能とする必要を認めたと
きは、優生委員会に對して、その者の
生殖を不能にすることが適當である
かどうかの審査を求めることができ
る。

第七條 優生委員会に関する規定は、

政令でこれを定める。

第八條 優生委員会は、裁判所、精神
病院院長又は収容所長の要求があれ
ば第五條、第六條に規定した事項に
つき審査を行い、その適合の決定を
しなければならない。

第九條 優生委員会が前條に基いて、
その者の生殖を不能にすることを適
当と認めたとときは、その者に對して
断種手術又は放射線照射を強制し、
医師に依頼してこれを行わしめるこ
とができる。

第十條 医師は、優生委員会の依頼が
あれば本人並びに配偶者の同意がな
くとも、これに對して断種手術又は
放射線照射を行うことができる。

第十一條 前條による費用は、政府が
これを負担する。

第四章 届出並びに禁止

第十二條 医師は、第三條、第十條に
基いて断種手術又は放射線照射を行
つた場合は、その理由を記し、一週
間以内に保健所に届け出なければ
ならない。

第十三條 医師は、理由なくして断種
手術又は放射線照射を行つてはなら
ない。

第十四條 医師でないものは、断種手
術又は放射線照射を行つてはならな
い。但し、放射線照射は医師の命令
によつて、その監督の下に技術者が
これを行うことができる。

第十五條 断種手術又は放射線照射を
受けたものが結婚しようとするとき
は、相手方の要求によつて放射線照
射又は放射線照射を受けた旨を相手
方に通知しなければならない。

第五章 一時的断種

第十六條 医師は、一時的に生殖を避

けるための処置を自由に施すことが
できる。

第十七條 医師でないものは、他人に
對して生殖を避けるための如何なる
処置をも行つてはならない。但し、
本人が自らその処置をすることは自
由である。

第十八條 衛生上危害を生ずるおそれ
ある避妊用器具で子宮内注入器、子
宮内挿入器具その他政令で定めるも
のは、これを製造販賣若しくは授與
し、又は販賣の目的を以て陳列若し
くは貯蔵してはならない。但し、医
療の用に供する目的を以てする場合
は、この限りでない。

第十九條 行政廳は、前條の物品の所
有者若しくは所持者に對して、その
物品を廃棄させ又は行政廳が直接に
これを廃棄し、その他必要な処分を
することができ。

第六章 妊娠中絶

第二十條 医師は、左に掲げる理由の
あるときは専門的技術の下に妊娠中
絶を行うことができる。

一、妊婦又は胎兒の父たる者につ
き、第三條並びに第十條による断
種手術又は放射線照射を行うこと
ができる理由があつて、母体の生
命又は健康に危険を及ぼし、ある
いは子孫に悪い影響を與えて劣惡
化するおそれあるとき。

二、妊婦が強姦その他不当な原因に
基いて自己の自由な意志に反して
受胎した場合であつて、生れ出る
子が必然的に不幸な環境に置か
れ、そのために劣惡化するおそれ
あると考えられるとき。

第二十一條 第四條における任意断種
に関する同意の規定、第五條乃至第

る一部の策士と無税により商行為をし

性素質を現在とはもつていなくと

第七條 優生委員会に関する規定は、

第十六條 医師は、一時的に生殖を避

に關する同意の規定、第五條乃至第

十一條における強制断種に関する規定、第十二條における届出の規定は、前條の妊娠中絶の場合にもこれを適用する。

第七章 罰則

第十二條 第十三條の規定に違反し、医師が断種手術又は放射線照射を行つたときは二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第十三條 第十四條の規定に違反し、医師でないものが、断種手術又は放射線照射を行つたときは一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第十四條 第十二條、第十九條の規定に違反し、届出をせず又は虚偽の届出をした者は千円以下の罰金に処する。

第十五條 第十八條の規定に違反したときは五千円以下の料料又は罰金又は三ヶ月以下の懲役に処する。

附則

第十六條 この法律の施行期日は、国会通過後一箇月とする。

第十七條 この法律の施行と同時に國民優生法並びに有害避妊用器具取締規則は廃止する。

昭和二十三年一月七日印刷

昭和二十三年一月八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局

(第七部)

(四六二)

第一回 國會議員選舉法第三條第一項第三號 第二十三号